

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十二条规定第一項第五号ニ、第八十四条第二号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えろ。

（注）平成二十年六月八日、同年六月十八日及び十月十一日公表の改正案適用後のもの。

改 正 後	改 正 前（注）
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）
第二条　【略】	第二条　【同左】
2　【略】	2　【同左】
3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合には、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）	3　【同左】
〔一～五　略〕	〔一～五　同左〕
六　証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項	六　【同左】
イ　【略】	イ　【同左】
ロ　自己資本比率告示第二百三十二条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第二百八十五条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の	ロ　自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制

概要

[八～ト 略]

[七～十二 略]

[4・5 略]

の整備及びその運用状況の概要

[八～ト 同左]

[七～十二 同左]

[4・5 同左]

01：リスク・アセットの概要

国際様式 の該当番 号	イ ロ 〔略〕	
	リス ク・ア セツ ト	当 期 末

国際様式 の該当番 号	イ ロ 〔同 左〕	
	リス ク・ア セツ ト	当 期 末

〔略〕

信用リスク・アセットの額の算出対象とな
っている証券化エクスポートジャー

12	うち、 <u>内部格付手法</u> <u>準拠方式</u> 又は内 部評価方式適用分	うち、 <u>外部格付準拠方式</u> 適用分
13	うち、 <u>内部格付手法</u> における外部格 付準拠方式又は内部評価方式適用分	うち、 <u>内部格付手法</u> における指定開 数方式適用分
14	うち、 <u>外部格付準拠方式</u> 適用分	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分
15	うち、 <u>標準的手法</u> <u>準拠方式</u> 適用分	うち、1250%のリスク・ウェイト適 用分
		〔略〕

〔同左〕		
〔略〕		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～aa 略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーライ、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーライ、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーライ、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーライ、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エ

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～aa 同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーライ、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーライ、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーライ、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーライ、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における

クスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び二欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び二欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

指定開示方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

「資本」の項目欄の合計額と一致する。

jj 項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日

前となる場合には、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第 号）第●条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は記載することは要しない。）。

kk [略]
ll [略]
mm [略]
nn [略]
oo [略]

jj [同左]
kk [同左]
ll [同左]
mm [同左]
nn [同左]

pp [略]
qq [略]
rr [略]
ss [略]
tt [略]

oo [同左]
pp [同左]
qq [同左]
rr [同左]
ss [同左]

〔(第二面)～(第二十一面) 略〕

(第二十二面)
〔(第二面)～(第二十一面) 同左〕

〔同左〕

〔同左〕

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げた事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として開示している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスボーナーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十一条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスボーナーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして開示している、合成型証券化取引に係る証券化エクスボーナーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない

場合をいう。以下この面において同じ。）として開示している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスボーナーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十一条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスボーナーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして開示している、合成型証券化取引に係る証券化エクスボーナー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後

場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポート・ジヤーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスパンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号口に掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として開示している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポート・ジヤー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポート・ジヤーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合は、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときは、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときは含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポート・ジヤーの額を計上すること。

e 本欄には、自金融機関がスパンサーとして開示している合成型証券化エクスポート・ジヤー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポート・ジヤーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときは含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポート・ジヤーの額を計上すること。

[f・g 略]

h 口欄又は本欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告

のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポート・ジヤーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスパンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号口に掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として開示している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポート・ジヤー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポート・ジヤーを含む。）の額を記載すること。

e 本欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポート・ジヤー（信用リスク削減手法の効果を勘査した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポート・ジヤーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリ

示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このbにおいて同じ。)の効果を勘案した後のエクスポート・デリバティブによるプロテクションを取得しているリスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i~l 略]

(第二十三面)

〔表略〕

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター(自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げたる事項に該当する者)をいう。以下この面において同じ。)として開示している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポート・デリバティブによる合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十一条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポート・デリバティブの額を計上すること。

c 口欄には、自金融機関がオリジネーターとして開示している合成型証券化取引に係る証券化エクスポート・デリバティブの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十一条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポート・デリバティブの額を計上すること。

バティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポート・デリバティブによるプロテクションの額はチ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i~l 同左]

(第二十三面)

〔同左〕

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター(自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げたる場合をいう。以下この面において同じ。)として開示している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポート・デリバティブの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポート・デリバティブの額を計上すること。

c 口欄には、自金融機関がオリジネーターとして開示している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポート・デリバティブ(信用リスク削減手法)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。)の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポート・デリバティブの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスパンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号に掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスボージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスボージャーを含む。）の額を記載すること。

e 木欄には、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいすれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合に含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスボージャーの額を計上すること。

f 木欄には、自金融機関がスパンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスボージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスボージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいすれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスボージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h 木欄又は六欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘査した後のエクスボージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している

d 三欄から六欄までには、自金融機関がスパンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号に掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスボージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスボージャーを含む。）の額を記載すること。

e 木欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスボージャー（信用リスク削減手法の効果を勘査した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいすれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスボージャーの額を計上すること。

f 木欄には、合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘査した後のエクスボージャーの額を木欄又は六欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上する

場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i~l 略]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC 3 : 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポート・アセット及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項目番号	i [略] 合計
〔略〕	
エクスポート・アセットの額（算出方法別）	
6 内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート・アセット	
7 外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポート・アセット	
8 標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポート・アセット	
9 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・アセット	
10 信用リスク・アセットの額（算出方法の別）	

こと。

[i~l 同左]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC 3 : 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポート・アセット及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項目番号	i [同左] 合計
〔同左〕	
エクスポート・アセットの額（算出方法別）	
6 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート・アセット	
7 内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エクスポート・アセット	
8 標準的手法が適用される証券化エクスポート・アセット	
9 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・アセット	
10 信用リスク・アセットの額（算出方法の別）	

10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット
13	125%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポート ジヤーに係る信用リスク・アセット
	所要自己資本の額（算出方法別）
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券 化エクスポートジヤーに係る所要自己資本
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジヤーに 係る所要自己資本
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポート ジヤーに係る所要自己資本
17	125%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポート ジヤーに係る所要自己資本

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式 により算出した信用リスク・アセット
11	内部格付手法における指定閾数方式により算出した信用リ スク・アセット
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット
13	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により 125%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポート ジヤーに係る信用リスク・アセット
	所要自己資本の額（算出方法別）
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式 が適用される証券化エクスポートジヤーに係る所要自己資本
15	内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エ クスポートジヤーに係る所要自己資本
16	標準的手法が適用される証券化エクスポートジヤーに係る所 要自己資本
17	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により 125%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポート ジヤーに係る所要自己資本

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十二条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート」に係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート」に係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートに係る計数を記載すること。

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」の項イ欄の額と一致する。

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

〔加える。〕

f 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の算出対象となっている証券化エクスポートの額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポートの額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーうち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーうち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

j 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十五面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額と一致する。

k 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

l 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」

g 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十五面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項目欄の額と一致する。

h 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーうち、標準的手法適用分」の項目欄の額と一致する。

i 項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十五面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー

の合計額と一致する。

j 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

k 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポートジャーに係

の項目欄の額及び第二十五面の項目番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番14「信用リスク・アセツトの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

■ 項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十五面の項目番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番15「信用リスク・アセツトの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

□ 項番17 「1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十五面の項目番17「1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセツトの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、1250%のリスク・ウェイ特適用分」の項目欄の額と一致する。

○ [略]
□ [略]

(第二十五面)
(単位：百万円)

SEC4:信用リスク・アセツトの額の算出対象となる証券化エクスポート及び関連する
所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十五面の項目番15「内部格付手法における指定開数方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番14「信用リスク・アセツトの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、内部格付手法における指定開数方式適用分」の項目欄の額と一致する。

■ 項番16 「標準的手法が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十五面の項目番16「標準的手法が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番15「信用リスク・アセツトの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、標準的手法適用分」の項目欄の額と一致する。

■ 項番17 「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十五面の項目番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセツトの額の算出対象となる証券化エクスポート うち、1250%のリスク・ウェイ特適用分」の項目欄の額と一致する。

○ [同左]
□ [同左]

(第二十五面)
(単位：百万円)

SEC4:信用リスク・アセツトの額の算出対象となる証券化エクスポート及び関連する
所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

項目番号	イ [略]	項目番号	イ [同左]
		合計	合計
[略]		[同左]	
エクスポート・ジャマーの額 (算出方法別)	エクスポート・ジャマーの額 (算出方法別)	エクスポート・ジャマーの額 (算出方法別)	エクスポート・ジャマーの額 (算出方法別)
6 内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー	6 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー	7 内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー	7 内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー
7 外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー		8 標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー	8 標準的手法が適用される証券化エクスポート・ジャマー
8 標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー		9 <u>1250%の</u> リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマー	9 <u>自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により</u> <u>1250%の</u> リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマー
9 <u>1250%の</u> リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマー		10 信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	10 信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)
10 内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	10 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	11 外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット	11 内部格付手法における指定閾数方式により算出した信用リスク・アセット
11 外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		12 標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット	12 標準的手法により算出した信用リスク・アセット
12 標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット		13 <u>1250%の</u> リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマーに係る信用リスク・アセット	13 <u>自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により</u> <u>1250%の</u> リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマーに係る信用リスク・アセット
13 ジャマーに係る信用リスク・アセット			

項目番号	イ [同左]
合計	合計
[同左]	
エクスポート・ジャマーの額 (算出方法別)	エクスポート・ジャマーの額 (算出方法別)
6 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー	6 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー
7 内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー	7 内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エクスポート・ジャマー
8 標準的手法が適用される証券化エクスポート・ジャマー	8 標準的手法が適用される証券化エクスポート・ジャマー
9 <u>自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により</u> <u>1250%の</u> リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマー	9 <u>自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により</u> <u>1250%の</u> リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマー
10 信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	10 信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)
10 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	10 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット
11 内部格付手法における指定閾数方式により算出した信用リスク・アセット	11 内部格付手法における指定閾数方式により算出した信用リスク・アセット
12 標準的手法により算出した信用リスク・アセット	12 標準的手法により算出した信用リスク・アセット
13 <u>自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により</u> <u>1250%の</u> リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマーに係る信用リスク・アセット	13 <u>自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により</u> <u>1250%の</u> リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマーに係る信用リスク・アセット

所要自己資本の額（算出方法別）	所要自己資本の額（算出方法別）
14 内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	14 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本
15 外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	15 内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本
16 標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	16 標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本
17 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	17 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券

化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

所要自己資本の額（算出方法別）	所要自己資本の額（算出方法別）
14 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	14 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本
15 内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	15 内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本
16 標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	16 標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本
17 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	17 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券

化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十三条第一項

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項

るリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十二条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額)を記載すること。

f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ウェイター」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ウェイターに係る信用リスク・アセツト」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ウェイターに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ウェイターに係る計数を記載すること。

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセツト」の項目欄の額及び第二十四面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセツト」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセツト」の額の算出対象となっている証券化エクスポート・ウェイターうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分の項目欄の額と一致する。

f 項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセツト」の項目欄の額及び第二十四面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセツト」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセツト」の額の算出対象となっている証券化エクスポート・ウェイターうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分の項目欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセツト」の項目欄の額及び第二十四面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセツト」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセツト」の項目欄の額の算出対象となっている証券化エクスポート・ウェイターうち、外部格付準拠方式適用分の項目欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセツト」の項目欄の額及び

(自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセツトの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額)を記載すること。

[加える。]

h 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセツト」の項目欄の額及び第二十四

第二十四面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセztト」の項目イ欄の額は、第一面の項番15「信用リスク・アセztトの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャーうち、標準的手法準拠方式適用分」の項目イ欄の額と一致する。

j 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセztト」の項目イ欄の額及び第二十四面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセztト」の項目イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセztトの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目イ欄の額と一致する。

k 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセztトの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャーうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目ハ欄の額と一致する。

l 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセztトの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャーうち、外部格付準拠方式適用分」の項目ハ欄の額と一致する。

面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセztト」の項目イ欄の額は、第一面の項番15「信用リスク・アセztトの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャーうち、標準的手法適用分」の項目イ欄の額と一致する。

i 項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセztト」の項目イ欄の額及び第二十四面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセztト」の項目イ欄の額は、第一面の「信用リスク・アセztトの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目イ欄の額と一致する。

j 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセztトの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャーうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目ハ欄の額と一致する。

k 項番15「内部格付手法における指定開数方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の額及び第二十四面の項番15「内部格付手法における指定開数方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセztトの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャーうち、内部格付手法における指定開数方式適用分」の項目ハ欄の額と一致する。

〔三〕 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目への額と一致する。

〔四〕 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目及び第二十四面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法適用分」の項目への額と一致する。

〔一〕 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目及び第二十四面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法適用分」の項目への額と一致する。

〔二〕 項番17「自己資本比率告示二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目及び第二十四面の項番17「自己資本比率告示二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目への額と一致する。

〔五〕 [略]
〔六〕 [略]

[(第二十六面) ~ (第三十二面) 略]

(別紙様式第三号)

(別紙様式第三号)

(第一面)
(単位：百万円)

(第一面)
(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要

0V1：リスク・アセットの概要

国際様式 の該当番 号	イ ロ 〔略〕		
	リス ク・ア セッ ト	當中間 期末	前中間 期末
〔略〕			
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポート		
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内 部評価方式適用分		
14	うち、外部格付準拠方式適用分		
15	うち、標準的手法準拠方式適用分		
	うち、1250%のリスク・ウェイト適 用分		
〔略〕			

国際様式 の該当番 号	イ ロ 〔同 左〕		
	リス ク・ア セッ ト	當中間 期末	前中間 期末
〔同左〕			
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポート		
13	うち、内部格付手法における外部格 付準拠方式又は内部評価方式適用分		
14	うち、内部格付手法における指定閾 数方式適用分		
15	うち、標準的手法適用分		
	うち、1250%のリスク・ウェイト適 用分		
〔同左〕			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～aa 略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前中期期末」が平成三十一年三月三十日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化工

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～aa 同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における

クスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

指定開示方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目番16「標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己

「資本」の項目欄の合計額と一致する。

jj 項番13から項番15までの項のロ欄及び二欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十

一日前となる場合には、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第 号）第

●条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及び二欄の「前中間期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は記載することは要しない。）。

kk [略]
ll [略]
mm [略]
nn [略]

<u>oo</u>	[略]
<u>pp</u>	[略]
<u>qq</u>	[略]
<u>rr</u>	[略]
<u>ss</u>	[略]
<u>tt</u>	[略]

〔(第二面)～(第十六面) 略〕

(第十七面)
〔(第二面)～(第十六面) 同左〕

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として開与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスボージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスボージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして開与している合成型証券化取引に係る証券化エクスボージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十

<u>nn</u>	[同左]
<u>oo</u>	[同左]
<u>pp</u>	[同左]
<u>qq</u>	[同左]
<u>rr</u>	[同左]
<u>ss</u>	[同左]

〔(第二面)～(第十六面) 同左〕

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として開与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスボージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスボージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして開与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスボージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に

条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいづれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポートージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスパンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる重項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポートージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポートージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいづれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポートージャーの額を計上すること。

e 本欄には、自金融機関がスパンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポートージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポートージャーを含む。）の合計額を記載すること。

ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいづれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポートージャーの額を計上すること。

規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいづれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポートージャーの額を計上すること。

d 三欄からヘ欄までには、自金融機関がスパンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポートージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポートージャーを含む。）の額を記載すること。

e 本欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポートージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいづれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポートージャーの額を計上すること。

。)

e 本欄には、自金融機関がスパンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポートージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポートージャーを含む。）の合計額を記載すること。

ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいづれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポートージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

[f・g 同左]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘査した後のエクスポート・デリバティブの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

〔j~l 略〕

〔表略〕

a 「略」

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として開示している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポート・デリバティブの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十一条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポート・デリバティブの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして開示している合成型証券化取引に係る証券化エクスポート・デリバティブの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十一条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘査した後のエクスポート・デリバティブの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

〔j~l 同左〕

〔第十八面〕

〔同左〕

a 「同左」

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として開示している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポート・デリバティブの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポート・デリバティブの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして開示している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポート・デリバティブ（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘査した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該

取引については原資産に係るエクスポート・セーバーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスパンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号口に掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として開示している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポート・セーバー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポート・セーバーを含む。）の額と。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポート・セーバーの額を計上すること。

e 本欄には、自金融機関がスパンサーとして開示している合成型証券化取引に係る証券化エクスポート・セーバー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポート・セーバーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポート・セーバーの額を計上すること。

[f・g 略]

h 本欄又は本欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘査した後のエクスポート・セーバーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している

取引については原資産に係るエクスポート・セーバーの額を計上すること。

d 三欄からヘ欄までには、自金融機関がスパンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号口に掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として開示している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポート・セーバー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポート・セーバーを含む。）の額を記載すること。

e 本欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポート・セーバー（信用リスク削減手法の効果を勘査した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポート・セーバーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘査した後のエクスポート・セーバーの額をヘ欄又は本欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上する

場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i~l 略]

(第十九面)

(単位：百万円)

(第十九面)

(単位：百万円)

SEC 3 : 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポート及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

SEC 3 : 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポート及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番	イ 〔略〕	
	合計	〔略〕
〔略〕		
エクスポートの額（算出方法別）		
6 内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート		
7 外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポート		
8 標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポート		
9 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート		
信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		

項番	イ 〔同左〕	
	合計	〔同左〕
〔同左〕		
エクスポートの額（算出方法別）		
6 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート		
7 内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エクスポート		
8 標準的手法が適用される証券化エクスポート		
9 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート		
信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		

10	内部格付手法による外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット
13	125%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る信用リスク・アセット
	所要自己資本の額（算出方法別）
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本
17	125%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット
11	内部格付手法における指定閾数方式により算出した信用リスク・アセット
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット
13	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により125%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る信用リスク・アセット
	所要自己資本の額（算出方法別）
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本
15	内部格付手法における指定閾数方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本
16	標準的手法が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本
17	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により125%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十二条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る計数を記載すること。

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額）に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額）に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

[加える。]

f 項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

j 項番13「1250%」のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番13「1250%」のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額と一致する。

k 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券

分」の項目欄の額と一致する。

g 項番11「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番11「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項目欄の額と一致する。

h 項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法適用分」の項目欄の額と一致する。

i 項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額と一致する。

j 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券

化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

〔1〕 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

〔2〕 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

〔3〕 項番17「1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十面の項番17「1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイ特適用分」の項目欄の額と一致する。

〔4〕 [略]
〔5〕 [略]
〔6〕 [略]

トの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

〔k〕 項番15「内部格付手法における指定開数方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十面の項番15「内部格付手法における指定開数方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法における指定開数方式適用分」の項目欄の額と一致する。

〔l〕 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法適用分」の項目欄の額と一致する。

〔m〕 項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイ特適用分」の項目欄の額と一致する。

SEC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポート及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

SEC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポート及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

項番	イ 〔略〕	合計	イ 〔同左〕
			イ 〔同左〕
〔略〕			
	エクスポートの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート		内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポート		内部格付手法における指定開示方式が適用される証券化エクスポート
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポート		標準的手法が適用される証券化エクスポート
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート		自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		信用リスク・アセットの額（算出方法の別）
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式 により算出した信用リスク・アセット
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		内部格付手法における指定開示方式により算出した信用リ スク・アセット

項番	イ 〔同左〕	合計	イ 〔同左〕
			イ 〔同左〕
〔同左〕			
	エクスポートの額（算出方法別）		
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式 が適用される証券化エクスポート		内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式
7	内部格付手法における指定開示方式が適用される証券化エ クスポート		内部格付手法における指定開示方式が適用される証券化エク スポート
8	標準的手法が適用される証券化エクスポート		標準的手法が適用される証券化エクスポート
9	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート		自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		信用リスク・アセットの額（算出方法の別）
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式 により算出した信用リスク・アセット		内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式 により算出した信用リスク・アセット
11	内部格付手法における指定開示方式により算出した信用リ スク・アセット		内部格付手法における指定開示方式により算出した信用リ スク・アセット

12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>125%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート ジャヤーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額（算出方法別）	
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券 化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに 係る所要自己資本	
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤー に係る所要自己資本	
17	<u>125%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート ジャヤーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により <u>125%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート ジャヤーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額（算出方法別）	
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式 が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本	
15	内部格付手法における指定開数方式が適用される証券化エ クスポートジャヤーに係る所要自己資本	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所 要自己資本	
17	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により <u>125%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート ジャヤーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載す

e

「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十五条に規定するリスク・ウェイ特に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十三条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f

項番9「1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポート・ジャーマー」、項番13「1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポート・ジャーマーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポート・ジャーマーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイ特の算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイ特が適用される証券化エクスポート・ジャーマーに係る計数を記載すること。

g

項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセツ」の項目欄の額及び第十九面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセツ」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リス

f

項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセツ」の項目欄の額及び第十九面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセツ」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセツ」の額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーマーうち、内部格付手

法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

h

項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセツ」の項目欄の額及び第十九面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセツ」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセツ」の額の算出対象となっている証

ること。

e

「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセツの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

「加える。】

規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

g

項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセツ」の項目欄の額及び第十九面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセツ」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リス

券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。
j 項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額は、第一面の項目欄の額と一致する。
k 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法適用分」の項目欄の額と一致する。

l 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リ

スク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。
m 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額と一致する。

n 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。
o 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。
p 項番14「内部格付手法」における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。
q 項番14「内部格付手法」における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目欄の額と一致する。
r 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。

s 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。

ツの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項目欄の額と一致する。

t 項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額の合計額は、第一面の項目欄の額と一致する。
u 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法適用分」の項目欄の額と一致する。

v 項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。
w 項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額と一致する。

x 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。
y 項番14「内部格付手法」における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。
z 項番14「内部格付手法」における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目欄の額と一致する。
aa 項番15「内部格付手法」における指定関数方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目欄の額と一致する。

ジヤーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

■ 项番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

□ 项番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額と一致する。

○ [略]
□ [略]

[(第二十一面) ~ (第二十五面) 略]

方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における指定閾数方式適用分」の項目欄の額と一致する。

■ 项番16「標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、標準的手法適用分」の項目欄の額と一致する。

□ 项番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額と一致する。

○ [同左]
□ [同左]

[(第二十一面) ~ (第二十五面) 同左]

(別紙様式第七号)

(別紙様式第七号)

(第一面)

(第一面)
(単位：百万円)

(第一面)
(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要

国際様式 の該当番 号	イ	ロ	〔略〕
リスク・アセッ ト			
当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末

〔略〕

〔同左〕

0V1：リスク・アセットの概要

国際様式 の該当番 号	イ	ロ	〔同 左〕
リスク・アセッ ト			
当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末

12 信用リスク・アセットの額の算出対象とな
っている証券化エクスポート

12 信用リスク・アセットの額の算出対象とな
っている証券化エクスポート

13 うち、内部格付手法準拠方式又は内
部評価方式適用分

13 うち、内部格付手法における外部格
付準拠方式又は内部評価方式適用分

14 うち、外部格付準拠方式適用分

14 うち、内部格付手法における指定閑
数方式適用分

15 うち、標準的手法準拠方式適用分
用分

15 うち、標準的手法適用分
用分

〔略〕

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～aa 略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、□欄及び二欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～aa 同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーうち、内部格付手法における指定閾数方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末

中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の
項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と
一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー
うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に
係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする
中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の
項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」
の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前四半期末」が平成三十一年三
月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー
うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度
に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする
中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の
項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計
額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー
うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度
に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする
中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の
項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」
の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前四半期末」が平成三十一

を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合
、それぞれの面の項目番11「内部格付手法における指定開敷方式により算出した信用リス
ク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー
うち、内部格付手法における指定開敷方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末
とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末
を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合
、それぞれの面の項目番15「内部格付手法における指定開敷方式が適用される証券化エク
スボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー
うち、標準的手法適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別
紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期
に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目番12
「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー
うち、標準的手法適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別
紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期
に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目番16
「標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合
計額と一致する。

年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中期期末とする中期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目番号の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中期期末とする中期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目番号の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

jj 項番13から項番15までの項目欄及び二欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十日前となる場合には、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、内部格付手法における指定閾値方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、標準的手法適用分」との名称の項（項目番号を付さないこと。）

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中期期末とする中期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目番号の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中期期末とする中期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目番号の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

〔加える。〕

を追加すること。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第 号）第 ●条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項の口欄及び二欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は記載することは要しない。）。

<u>kk</u>	[略]	<u>jj</u>	[同左]
<u>ll</u>	[略]	<u>kk</u>	[同左]
<u>mm</u>	[略]	<u>ll</u>	[同左]
<u>nn</u>	[略]	<u>mm</u>	[同左]
<u>oo</u>	[略]	<u>nn</u>	[同左]
<u>pp</u>	[略]	<u>oo</u>	[同左]
<u>qq</u>	[略]	<u>pp</u>	[同左]
<u>rr</u>	[略]	<u>qq</u>	[同左]
<u>ss</u>	[略]	<u>rr</u>	[同左]
<u>tt</u>	[略]	<u>ss</u>	[同左]

謹啓 様々の記載は承認致します。

〔(第二面)～(第四面) 略〕

〔(第二面)～(第四面) 同左〕